

米沢市公式ホームページリニューアル業務 指名型プロポーザル実施要領

令和 5 年 5 月

米沢市公式ホームページリニューアル業務

指名型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

米沢市公式ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

別紙 1「米沢市公式ホームページリニューアル業務仕様書」(以下「仕様書」という。)の
とおり

2. 趣旨

米沢市公式ホームページリニューアル業務(以下「本業務」という。)は、本市の情報発信の基幹であるホームページを、全ての利用者にとって使いやすく魅力的なデザインへ刷新するとともに、全職員が鮮度の高い情報を適時発信可能にすることを目的とする。

この要領は、本業務を委託するに当たり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、指名型プロポーザル方式により最適な事業者を受託候補者として選定するために、必要な事項を定めるものである。

3. 担当窓口

米沢市役所 企画調整部 秘書広報課

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目 2 番 25 号

TEL:0238-22-5111(内線 2941)

FAX:0238-22-0498

E-mail:hisyo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

4. 業務委託料上限額

初期構築費:20,000 千円(消費税および地方消費税を含む)

※上記金額には、保守管理費用は含めないが、次項に定める初期構築業務に係る履行期間中において保守管理費用が発生する場合は、初期構築費に含めるものとする。

また、保守管理費用については審査対象とするので留意すること。

保守管理費:総額 13,000 千円(消費税および地方消費税を含む)

※保守管理は令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

5. 履行期間

次の(1)(初期構築業務)及び(2)(保守管理業務)は1つの契約とする。

(1)初期構築業務

契約締結の日から令和6年3月31日まで

公開予定日:令和6年3月29日(金)以前

(旧サイトの閉鎖から新サイトの公開まで、タイムラグにより公式サイトが閲覧できない状態が発生するリスクを避けるため、数日間の併行期間を持たせるものとする)

(2)保守管理業務

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

保守管理に係る業務委託契約は、米沢市長期継続契約とする契約を定める条例第2号の規定に基づく長期継続契約とし、令和6年度以降において本契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、本契約は解除するものとする。

6. スケジュール

(1)指名業者への通知	令和5年5月24日(水)
(2)質問の受付締切	令和5年5月30日(火)
(3)質問に対する最終回答	令和5年6月2日(金)
(4)参加表明書提出期限	令和5年6月5日(月)
(5)企画提案書、見積書提出締切	令和5年6月19日(月)
(6)プレゼンテーション審査	令和5年7月3日(月)
(7)最終審査結果の通知	令和5年7月上旬
(8)契約締結	令和5年7月上旬

7. 参加資格

公告日から契約締結までの間において、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1)対象業務に対応する種目について、米沢市契約規則(昭和53年規則第5号)第23条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (3)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4)米沢市競争入札参加資格者指名停止規程(平成6年3月31日告示66号)に基づく本市の指名停止期間中でないこと。

- (5)日本国内に本社、支店又は営業所があり、障害等に迅速に対応できること。
- (6)過去5年以内に、国又は地方公共団体等(国及び地方公共団体に関する独立行政法人等を含む。)において、CMSの導入を前提とするホームページの構築業務を5件以上履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続契約している実績があること。
- (7)一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (8)地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のASPサービスリストに登録されていること。
- (9)専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (10)日本データセンター協会(JDCC)が定めるデータセンターファシリティスタンダードにおいてティア3以上の認定を受けたデータセンターを使用すること。

※単独の法人で全ての資格要件を満たさない場合は、協力関係にある法人とともにグループ応募することができる。グループ応募の場合は、代表となる法人は上の(1)から(8)に掲げる要件を満たし、協力関係にある法人は上の(2)から(5)に掲げる要件を満たさなければならない。

8. 質問書の提出及び回答

(1)質問書の提出

- (ア)提出期限:令和5年5月30日(火)午後5時
- (イ)提出書類:米沢市公式ホームページリニューアル業務質問書(様式1)
- (ウ)提出方法:電子メールにて送付すること

(2)質問への回答

- (ア)回答期限:令和5年6月2日(金)午後5時
- (イ)回答方法:電子メールで全指名業者に回答する。ただし、質問又は回答が競争上の地位その他利益を害する恐れがあるものについては、質問者にのみ回答する。

なお、質問は提出書類の作成等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

9. 参加表明書等の提出

(1)提出期限

令和5年6月5日(月)午後5時

(2)提出書類

- (ア)米沢市公式ホームページリニューアル業務プロポーザル参加表明書(様式2)
- (イ)会社概要及びCMS導入実績書(任意様式)

(3)提出物に係る留意事項

(ア)米沢市公式ホームページリニューアル業務プロポーザル参加表明書(様式 2)

署名及び代表者印を押印し提出すること。

(イ)会社概要及び CMS 導入実績書(任意様式)

会社概要、CMS 導入実績が分かる書類を任意様式にて提出すること。

なお、CMS 導入実績は 過去 5 年以内で、国又は地方公共団体等を導入先とした実績を 5 件以上記載すること。

(4)提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限日消印有効とする。

(5)参加表明書の確認通知

書類到着後、参加表明書に記載された連絡先に、電子メールで受領を通知する。

10. 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類をPDF形式の電子データで提出すること。なお、提案は 1 者 1 案とする。

(1)提出期限

令和 5 年 6 月 19 日(月)午後 5 時

(2)提出書類

(ア)企画提案書	1 部(任意様式)
(イ)米沢市 CMS 機能要件チェックリスト	1 部(別紙 2 参照)
(ウ)費用見積書(概要)	1 部(任意様式)
(エ)費用見積明細書(初期構築費用)	1 部(任意様式)
(オ)費用見積明細書(保守費用)	1 部(任意様式)
(カ)オプション費用明細書	1 部(任意様式)

(3)提出物に係る留意事項

(2)－(ア)企画提案書

- ・企画提案書は、下記の表に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。
- ・企画提案書は 30 ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ・様式は原則として A4 判縦、横書きとする。ただし、大きな図を使うなど A4 判では明らかに視認性が悪くなる場合は A3 判の利用を認める。様式は A3 判横、横書きとし、1 枚 2 ページ換算とする。
- ・作成に当たっては「【別紙 2】米沢市 CMS 機能要件チェックリスト」の項目についてすべて反映させるものとする。なお、チェックリストの詳細内容に係る代替案が

ある場合は内容を明記のこと。

- ・提案内容は全て実現可能なものとする。契約後に実現できなくなった場合は、代替案により実現すること。その費用は提案者が負担すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社情報について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要・経営状況 ※経営状況については、以下の項目を簡潔に明記すること。 ・自己資本比率 ・売上高営業利益率 ・営業活動によるキャッシュフロー
2	業務実績	CMS導入実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①提案内容と同様または類似の過去 5 年間の業務実績 ②全国広報コンクールでの入選・入賞実績 ③LGWAN-ASP サービスの過去 5 年間の導入実績(稼働実績)
3	本業務に対する取組	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取組方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
4	デザイン・サイト構成	リニューアルホームページの構築に対する提案を、以下の項目を定めポイントを記述すること。 ①サイト構成・構造 ②トップページを含む各ページのデザインや構成 ③スマートフォンへの対応について ④検索性・ユーザビリティの向上 ※閲覧者が情報を探しやすだけでなく、本市が知らせたい情報へ閲覧者を誘導する仕組みも提案すること。
5	アクセシビリティへの対応	アクセシビリティの対応にあたり、本市職員の負担がなく構築し、保持することができるかについて記述すること。 ①対応実績 ②対応実現方法
6	提案 CMS の機能	以下の内容について記述すること。 ①CMS の製品コンセプト ②コンテンツの作成・公開方法 ③アクセシビリティチェックの機能性 ④ページの管理方法 ⑤組織改正や人事異動に伴う各種管理機能

		⑥拡張性・バージョンアップなどへの考え方
7	システムの性能	以下の内容について記述すること。 ①サービスを提供するデータセンター ②システムの安定性 ③セキュリティの確保
8	リニューアル支援	以下の内容について記述すること。 ①データ移行の方法、支援内容 ②操作研修 ③コンテンツ作成における研修
9	保守管理方法	以下の内容について記述すること。 ①障害発生時の対応方法 ②災害発生時の対応方法
10	独自提案	仕様書等に示していない内容でも、有効な機能や品質向上につながる企画等があれば自由に提示すること。

(2)－(イ)CMS 機能要件チェックリスト

記載されている項目について、提案の CMS が標準実装の場合は「○」、代替案・有償カスタマイズで対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載する。代替案がある場合には、備考欄に記載すること。有償カスタマイズの場合は「重要度」が「必須」「推奨」を問わず見積書に金額を含めること。「重要度」が「必須」の項目に「×」がある場合は参加資格を有しないものとする。

(2)－(ウ)～(カ)費用見積書等(任意様式)

本業務の一式についての見積書を提出すること。

- ・初期構築費用、および令和6年4月1日から令和11年3月31日まで60ヶ月間のランニングコストのそれぞれの内訳がわかる見積書を提出すること。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積価格には消費税額を加算すること。
- ・オプション費用明細書は、見積書とは別に作成すること。各オプション費用機能については、企画提案書番号 1～10 のどの項目に対応するオプションであるか注釈を付けること。
- ・審査では仕様書の要件を満たす必要最低限の見積価格で比較するため、オプション機能は見積価格に含まないこと。万が一、オプション機能を含めた費用見積書を作成した場合、当該見積書を費用審査の対象とする。

(4)提出方法

電子メールで送付すること。

メールアドレス:hisyo-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

11. 審査

本プロポーザルは、2 種類の審査を実施する。プロポーザルの評価項目は別紙に掲げるものとし、当該業務に係る審査委員会が審査し選定する。

(1)書類審査

審査基準に基づき、企画提案書、費用見積書について審査して点数化する。

(2)プレゼンテーション・デモンストレーション審査

プレゼンテーション・デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査では、パワーポイントの使用を認める。

プレゼンテーション審査とデモンストレーション審査は、以下のとおりそれぞれの会場で行うものとする。

(ア)内容

プレゼンテーション審査:

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき実施するものとし、企画提案書に記載のない新たな提案を行うことや、資料を追加することは認めない。ただし、企画提案書に記載のある内容について、実際のシステムを用いて説明することは可とする。

デモンストレーション審査:

職員が実際に CMS を操作し、少なくとも 1 ページ作成する機会を設けること。

(イ)実施日・会場(予定)

日時:令和 5 年 7 月 3 日(月)

会場:プレゼンテーション審査 米沢市役所 2 階 203 会議室

:デモンストレーション審査 米沢市役所 2 階 204 会議室

:控室 202 会議室

日時、会場等の詳細については、6 月 26 日(月)までに電子メールにて通知する。天災等の理由でプロポーザルの実施が不可能になった場合は、別日程で実施する。

(ウ)使用機材

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。

デモンストレーション用の LGWAN 対応パソコンは本市が用意するが、応募事業者は事前にログイン情報を本市に通知すること。本市のパソコンでデモンストレーション環境にログインできない場合は、応募事業者が当日までにパソコンを用意すること。

(エ)時間配分

プレゼンテーション審査:25 分

デモンストレーション審査:40 分

※デモンストレーション審査はログインした状態から開始するものとする。

質疑応答:各 10 分

時間配分は任意とするが、プレゼンテーション審査は合計 35 分以内、デモンストレーション審査は合計 50 分以内とする。

1 回目の審査後、会場移動及び機材準備のため 10 分間のインターバルを設けるものとし、これを超えた場合でも、準備に要した時間は審査時間に含めないものとする。

また、パソコンのフリーズなど機材トラブル中は審査を中断するものとする。

12. 契約

(1)優先交渉権者の選定及び審査結果の通知等

(ア)優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、書類審査及びプレゼンテーション・デモンストレーション審査評価点の合計点が最も高い者とする。

合計点が 2 人以上同点だった場合は、見積価格が低い方を優先交渉権者に決定する。

参加者が 1 者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が 60%以上(合計 600 点以上)でなければ交渉権者として認めないものとする。

(イ)結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(ウ)公表

参加者数、受託者名、評価点などの審査結果はホームページ上に公表する。なお、受託者以外の参加者名は非公表とする。

(エ)非選定理由の説明

非選定理由の説明を求める場合は、最終審査結果の通知日を含めて 7 日以内に限り認める。

(オ)契約の締結

優先交渉権者と協議し、仕様書を確定させた上で再度見積合わせを行い、契約を締結する。

(2)再委託

(ア)受託者は、全部または主要な一部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を得て業務の一部を第三者に委任する場合は、この限りではない。

(イ)上記(ア)のただし書きについて、受託者が業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を本市に届け出、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(3)次点交渉権者との交渉

何らかの理由により、優先交渉権者との間に業務委託契約を締結できなくなった場合は、次点交渉権者と本業務の契約交渉を行う。

(4)契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、米沢市契約規則等の定めるところによる。

(5)契約期間

(ア)米沢市公式ホームページリニューアル業務に係る業務委託契約
契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(イ)運用保守に係る業務委託契約

令和 6 年度以降の運用保守については、別途契約をすることとする。

13. その他事項

(1)提出された書類は、返却しないこととする。

(2)審査経過や結果への問い合わせは、非選定理由の説明を除き、いかなる場合も応じない。

(3)応募を辞退する場合には、「応募辞退届(様式3)」を提出すること。

(4)本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に属するものとする。ただし、業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

(5)受託者は、本市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(6)入札保証金は米沢市契約規則第5条第2項第2号の規定により免除とする。

(7)契約保証金は米沢市契約規則第5条第3項第3号の規定により免除とする。

(8)提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。

(9)本プロポーザルへ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(10)次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

(ア)実施要領等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募

(イ)企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募

(ウ)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

(工)その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
(11)本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上